



Grant Thornton

An instinct for growth™

Newsletter

税務、投資および労務に関する最新情報

2016年2月2日



目次

内容	ページ
税務: 1. 2015年度法人所得税 (CIT) 確定申告書類提出時の監査済み財務諸表提出義務 2. ベトナム人労働者の子供への授業料等 3. チーフアカウンタントの交代、および、外国人チーフアカウンタントの任命 4. IDカードの変更 5. 利息に対するインボイス 6. 2015年の個人所得税 (PIT) 確定申告 7. 納税義務未履行の場合の出国禁止、出国延期に関する首相決定草案	3-5
投資: 1. 投資法の一部条項に関する施行細則を定める Decree 118/2015/NĐ-CP 2. 外国投資家に対する運送サービス分野の市場開放スケジュール 3. 中古機械・設備・製造ラインの輸入	6-8
労務: 1. 季節労働的性格の生産労働、発注に応じての加工労働を行う労働者の労働時間・休憩時間 2. 2016年のテト休暇における時間外労働の給与計算に関する留意事項	9-10
Grant Thornton Vietnam 専門家への連絡先	11

2015年度法人所得税 (CIT) 確定申告書 提出時の監査済み財務諸表提出義務

各省および中央直轄都市の税務局に対する2015年12月8日付け税務総局ガイダンス Official Letter No. 5236/TCT-KK では、以下の通り指導されています。

- 財務諸表の監査を義務付けられている納税者の場合は、法人所得税の確定申告書類を税務当局へ提出する際に、監査報告書の無い財務諸表を添付すると、**税務当局は書類を受理せずに、管轄当局に対して調査するよう通知します。更に、会計・独立監査の分野における行政違反確認書を作成して、法令の規定に従い罰則を科します。**
- 規定による提出期限を過ぎて確定申告書類を提出した場合、財政省 Circular No. 166/2013/TT-BTC の申告書類の提出遅延行為に関する規定に従い罰則を受けます。
- 地方税務局は、会計および独立監査に関する法令の規定に基づいて、財務諸表の監査を義務付けられている納税者を確認し、期限通りかつ不備のない確定申告書類を提出するよう納税者へ要請する責任を負います。

監査済み財務諸表を期限通りに提出するようご留意下さい。

ベトナム人労働者の子供への授業料等

2015年12月18日付け税務総局 Official Letter No. 5452/TCT-CS では、ベトナム人労働者の子供への授業料等を会社から直接支払い、かつ、これらの支払いが会社の規定で規定されており、規定に従うインボイス・証憑が不備無く揃っている場合、福利の性格を持つ支出として見なされ、法人所得税の計算に際する損金参入が可能になります。

損金が認められる福利の性格を持つ直接支出額合計は、当該年度の実際の平均給与額1か月分を越えないものとします。

社会保険法の法定社会保険に関する一部条項の施行細則およびガイダンスを定める2015年12月29日付け労働・傷病兵・社会省 Circular No. 59/2015/TT-BLDTBXH の第30条第3項では、**法定社会保険の保険料計算根拠となる月給からは、その他制度および福利の支出を除く法定とされています。**

チーフアカウンタントの交代、および、外国人チーフアカウンタントの任命

2015年12月10日付けハノイ市税務局ガイダンス Official Letter No. 79037/CT-HTrによれば、チーフアカウンタント交代に際して、企業登録書類にその交代内容の記入欄が無い場合、手続き簡素化のために、税務局の総合受付部署へ申告様式08-MSTを提出します。

弊社 Grant Thornton Vietnam からは、上記に加えて、外国投資企業が、外国人をチーフアカウンタントに任命する場合には、当該外国人が以下の条件を満たすことが要請されることにご留意頂きたく存じます。

1. 外国機関が発行するベトナム財政省が認める会計専門家の証明書、または、会計・監査専門職の資格を持つこと。あるいは、ベトナム財政省が発行する会計士資格または監査人資格を持つこと。または、ベトナム財政省の規定によるチーフアカウンタント・コース終了証明書を持つこと。
2. 会計業務の経験が2年以上あり、そのうち、ベトナムでの会計業務経験が1年あること。
3. 会計法第51条が規定する会計業務を禁止される者に該当しないこと、かつ、ベトナムでの1年以上の居住が認められていること。

IDカードの変更

2015年10月9日付けハノイ市税務局ガイダンス Official Letter No. 66129/CT-HTrによれば、納税者である個人、または、税法の履行に関連する個人は、IDカードの変更があった場合、Circular No. 156/2013/TT-BTC の付属様式 08-MST により税務当局へ通知する必要があります。通知を怠ると、Circular No. 166/2013/TT-BTC第7条の規定により罰則を受けることになります。

弊社 Grant Thornton Vietnam からは、IDカード変更があった場合には、迅速かつ規定通りに税務登録情報の更新を行うよう、御社従業員に対して上記事項を通知されることをおすすめ致します。

利息に対するインボイス

2015年10月30日付け税務総局 Official Letter No. 4503/TCT-DNLによれば、機関・個人からの法令が禁止しない借入金に対する支払利息については、規定によるインボイス・証憑が無いと法人所得税計算時の損金参入が認められません。

Grant Thornton Vietnam からは、規定によるインボイス・証憑を漏れなく入手しておくために、借入金について再確認されることをおすすめ致します。



2015年の個人所得税 (PIT) 確定申告

個人所得税の課税対象となる所得を支払う機関・個人は、税額分の控除が発生するか否かを問わず、委任を受けた個人に代わって、確定申告をし、かつ、確定申告に基づく納税を行う義務を負います。2015年に課税所得の支払いが発生しなかった機関・個人は、個人所得税の確定申告を行う必要はありません。

Grant Thornton Vietnam からは、各機関・個人の皆様に、2015年の個人所得税に関する確定申告義務についてご案内を申し上げます。確定申告書類の提出期限、および、確定申告に基づく追加税額(あれば)の納付期限は、**2016年3月30日**になります。

個人所得税の確定申告を自分で行う必要のある居住者の方は、以下にご留意下さい。

- 複数の給与所得源泉(例えば、ベトナムおよび外国からの所得)がある外国人居住者は、自分で、確定申告書類を作成して、税務当局へ提出する必要があります。

弊社 Grant Thornton Vietnam が見ますところ、最近、ベトナム税務当局は、ベトナム居住の外国人が外国で受領する所得を確認するために、外国の税務当局(日本、韓国など)との情報交換協力を強化しています。差額が発見され、ベトナムの地方税務局から個人に対して、差額の説明、または、修正申告および罰金納付を要請される場合が出てきているようです。

- ベトナム居住の外国人がベトナムでの勤務契約を終えるは、ベトナム出国前に、税務当局へ確定申告をする必要があります。

2015年の個人所得税確定申告書類を作成またはレビューに関するご要望がございましたら、弊社 Grant Thornton Vietnam の税務専門家までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

納税義務未履行の場合の出国禁止、出国延期に関する首相決定草案

財政省は、出国に関わる首相決定草案を首相へ提出しました。この草案によれば、納税義務を履行していない場合(法人については10億VND以上、個人については50百万VND以上で、90日越の滞納がある場合)、ベトナム人は出国を許されず、外国人は出国を延期されます。対象となるのは、以下の個人です。

- 納税義務を履行していない物品・サービスの製造・販売活動をする組織の法定代表者:** 具体的には、社員総会会長、社長、取締役会会長、個人事業主、または、納税義務の履行をしていない当該機関の会社定款、あるいは、法人設立決定書が法定代表者と定める個人です。
- 納税義務を履行していないその他個人。

外国人に対する出国の延期期間は、出国延期文書の発行日から3年を超えませんが、納税義務が履行されるまで延期期間の延長が可能です。

この決定がいつ正式に公布されるかについての具体的情報はまだありませんが、弊社 Grant Thornton Vietnam からは、法定代表者、および、外国人の方々には、納税すべき税額が漏れなく納税されていることの確認、および、リスク管理のための潜在的納税義務の精査を定期的なことをおすすめ致します。

投資法の一部条項に関する施行細則を定める2015年11月12日付け Decree 118/2015/ND-CP

留意すべき事項:

1. 投資登録証明書 (IRC)、企業登録証明書 (ERC) への変更について:

- 現行の投資法が施行される前に発行を受けた投資ライセンス、投資証明書 (IC)、または、その他同様の法的価値を持つ文書により活動をしている企業は、企業登録証明書 (ERC) による活動へ移行することができます。
- 企業登録証明書 (ERC) の発行を受ける企業は、投資ライセンス、投資証明書 (IC)、または、その他同様の法的価値を持つ文書に記載された企業が持つ権利および義務の全てを受け継ぎます。
- 現行の投資法が施行される前に発行を受けた投資ライセンス、投資証明書 (IC)により活動をしている企業の支店・駐在員事務所は、企業法の規定に基づく支店・駐在員事務所の活動登録証明書による活動へ移行することができます。支店・駐在員事務所の活動登録証明書への変更のための書類、手続きは、政令 Decree No.118/2015/ND-CP の規定に従います。
- 企業は、企業登録情報の更新・補足をする義務を負います。企業の解散、事業の暫定的停止、社判サンプルの通知、支店・駐在員事務所の設置、支店・駐在員事務所の活動登録内容の変更、始点・駐在員事務所の活動停止の手続きを実施する際には、投資ライセンス、(事業登録証明書を兼ねる)投資証明書 (IC)、または、その他同様の法的価値を持つ文書を、必ずしも企業登録証明書 (ERC) へ変更する必要はありません。

投資登録証明書 (IRC)、企業登録証明書 (ERC)への変更、または、資本や事業分野に関連する変更に関する支援をご要望でしたら、弊社 Grant Thornton Vietnam の専門家へご遠慮なくお問い合わせ下さい。

2. 施行:

この Decree は2015年12月27日から発効し、投資法の施行細則となる2006年9月22日付け政令 Decree No.108/2006/ND-CPは廃止されます。

3. この Decree により以下が廃止されます。

- 法人所得税法の施行細則となる2013年12月26日付け政令 Decree No.218/2013/ND-CP に付属する法人所得税 (CIT) の優遇対象となる地域リスト
- 輸出入関税法の施行細則となる2010年8月13日付け政令 Decree No.87/2010/ND-CPに 付属する輸出入関税の優遇対象となる事業分野リスト
- 土地賃借・水面賃借に関する2014年5月15日付け政令 Decree No. 46/2014/ND-CP の第19条第4項、および、第19条第3項における「土地賃借料の優遇対象となる地域リストは、行政区域が明確な地域にのみ適用する」との規定。

外国投資家に対する運送サービス分野の市場開放スケジュール

外国投資家に対する運送サービス分野の市場開放スケジュールに関する工商省のガイダンスについて、以下の通り、概要をご案内申し上げます。

1. **倉庫サービス (CPC 742)、運送代理サービス (CPC 748):** ベトナムのWTO加盟時から7年後に出資比率制限が廃止されますので、現在、外国投資家は、これらサービス実施のための100%外国投資企業を設立することができます。

2. **その他サービス (CPC 749の一部):** 合併会社への出資比率制限は、ベトナムのWTO加盟時から7年後に廃止されますが、合併会社設立の条件は廃止されていません。

留意事項: WTO加盟に際してのサービス関係の具体的な公約一覧表に記載されたその他サービスの内容と、Decree No.140/2007/ND-CPに記載されたその他サービスの内容は異なります。

3. **外国投資家による下記サービスの提供については、ベトナム側パートナーとの合併会社設立条件が残っています。**

- 海運サービス: 国内運送を除く海運顧客運送 (CPC 7211)、国内運送を除く海運貨物運送 (CPC 7212).
- 通関サービス (または税関仲介サービス)
- 内陸水路運送: 内陸水路顧客運送 (CPC 7221)、内陸水路貨物運送 (CPC 7222).

- 鉄道運送サービス: 鉄道顧客運送 (CPC 7111)、鉄道貨物運送 (CPC 7112).
- 道路運送サービス: 道路顧客運送 (CPC 7121 および 7122); 道路貨物運送 (CPC 7123).
- その他サービス (CPC 749の一部).

運送サービス分野 (WTO加盟に際してのサービス関係の具体的な公約一覧表の第II部第11項) に該当するその他サービスについては、外国投資家への市場アクセスに関する制限は既に廃止されていますので、原則的には、運送に関する法令の規定に従い、ベトナムにおいてそれらサービスを提供する100%外国投資企業を設立することが可能です。

運送サービス分野での100%外国投資企業または合併会社設立について何かご要望がありましたら、ご遠慮なく、弊社 Grant Thornton Vietnam の専門家へお問い合わせ下さい。



2016年7月1日以降の中古機械・設備・製造ラインの輸入

中古機械・設備・製造ラインの輸入を規定する2015年11月13日付け科学技術省 Circular No.23/2015/TT-BKHCHN が2016年7月1日から適用されます。

1. 中古設備の輸入には、以下の条件を満たす必要があります。

- 設備の使用済み期間が10年を超えないこと。
- ベトナム国家技術規格 (QCVN)、または、ベトナム基準 (TCVN) の規定に準拠して、または、安全、省エネルギー、そして、環境保護に関するG7各国の基準に準拠して製造されていること。

2. 新規投資プロジェクトおよび拡張投資プロジェクトの場合：

- 投資プロジェクト申請書類の中に中古設備リストが含まれており、投資法の規定に従い管轄当局による投資認可決定、投資登録当局による投資登録証明書の発行を受けている場合には、上述の規定を適用する必要はありません。
- 但し、必要に応じて、投資認可決定を行う管轄当局、投資登録当局は、投資認可決定または投資登録証明書発行の前に、投資申請書類に含まれている中古設備に関する技術評価の意見聴取を科学技術専門当局から行う場合があります。

3. 留意事項：

- 中古の部品、付属品、交換部品は、自社で使用している設備の修理・部品交換の必要がある場合にのみ輸入が認められます。
- Circular No.23/2015/TT-BKHCHN では、中古の部品、付属品、交換部品の輸入書類についても規定しています。

4. 施行：

- Circular 23/2015/TT-BKHCHN は、2016年7月1日から発効します。
- 中古機械・設備・製造ラインの輸入を規定する2014年7月15日付け科学技術省 Circular No. 20/2014/TT-BKHCHN、および、中古機械・設備・製造ラインの暫定的輸入停止に関する2012年9月6日付け科学技術省通知 Notice No. 2527/TB-BKHCHN は廃止されます。

2016年2月10日以降の季節労働的性格の生産労働、発注に応じての加工労働を行う労働者の労働時間・休憩時間

季節労働的性格の生産労働、発注に応じての加工労働を行う労働者の労働時間・休憩時間に関する2015年12月16日付け労働・傷病兵・社会省 Circular No. 54/2015/TT-BLDTBXH:

1. 適用対象:

12ヶ月から36ヶ月までの期限付き労働契約、および、無期限労働契約に基づいて働く、以下の仕事を行う労働者。

- 農林水産業および塩業における季節労働的性格の生産労働で、早期の収穫、または、収穫後に早期の加工が必要であり、遅らせることのできない仕事。
- 繊維、縫製、皮革、靴、電子部品組立ての分野において顧客からの発注に応じての加工労働で、納期が発注に左右される仕事。

2. 基準年間労働時間の使用原則:

- 休業時の給与を支払う必要が無い場合: 標準1日労働時間が8時間未満、または、特別重労働・特別有害労働・特別危険労働に対しては6時間未満だが、Circular 54 のガイダンスにより計画立案されている場合。
- 休業時の給与を支払う必要がある場合: 標準1日労働時間が計画立案されたが、実際には、労働者への仕事が割り当てられなかった場合。
- 標準1日労働時間が、8時間超、または、特別重労働・特別有害労働・特別危険労働に対しては6時間超で、Circular 54 のガイダンスにより計画立案されている場合、超過時間は、時間外労働としては計算しません。

- 日々の実労働時間が、計画立案した標準1日労働時間を超過した場合、時間外労働として年間時間外労働時間合計に含めると同時に、使用者は、労働法の規定に従い、時間外労働分の給与および手当を支払う必要があります。

3. 使用者は、何をすべきか?

- Circular 54 に付属する付表1の様式に基づいて、年間の労働時間・休憩時間の計画立案および変更を行います。計画の立案および変更を行うに際しては、企業内の労働者団体を代表する機関から意見徴収します。
- 労働時間・休憩時間の計画および変更については、実施日の30日前までに労働者へ通知します。時間外労働を行う際には、労働法の規定に従い労働者と合意を得ます。
- 季節労働に応じた給与支払い、または、月次の給与支払いの給与支払い方法について、労働者と合意を得ます。
- 労働安全・衛生に関わる Circular 54 の規定履行に関する年次報告書を、管轄労働・傷病兵・社会局へ提出します。

4. 施行

- この Circular 54 は、2016年2月10日から発効します。
- 2011年11月18日付け Circular No. 33/2011/TT-BLDTBXH は廃止されます。

2016年のテト休暇における時間外労働の給与計算に関する留意事項

2016年のテト休暇における給与額の計算について、以下事項をご参照下さい。

労働時間に応じて給与を得る労働者は、労働法第104条に基づいて使用者が定めた通常労働時間を越える時間外労働を行った場合には、時間外労働の給与支払いを受けることができますが、時間外労働の給与額計算は、以下の通りです。

時間外労働 の給与額	=	通常日の時間 当たり実給与 額	x	少なくとも 150%, 200% または 300%	x	時間外労働 時間
---------------	---	-----------------------	---	---------------------------------	---	-------------

- 通常日の時間当たり実給与額の少なくとも150%は、通常日の時間外労働に適用されます。
- 通常日の時間当たり実給与額の少なくとも200%は、週休日の時間外労働に適用されます。
- 通常日の時間当たり実給与額の少なくとも300%は、祝日または有給日の時間外労働に適用されます。但し、日給契約の労働者の場合は適用しません。
- 深夜労働をする労働者は、通常日の単位給与額、または、日給額の少なくとも30%の割増し支払いを受けます。

- 日給契約の労働者とは、労働法の規定に従い、労働契約において、祝日および有給日を含まない日給を合意している労働者を意味します。

従いまして、今回のテト休暇で深夜の時間外労働を要請する場合には、労働者へ支払う給与額の計算は以下の通りになります。

- 通常日の単位給与額を A としますと、深夜の時間外労働には20%割増をする必要がありますので、月給契約の労働者が、祝日または有給日に深夜の時間外労働をした場合の給与額は、少なくとも、以下の通りになります。

$$300\%A + 30\%A + 20\% \times (300\%A) = 390\%A$$

- 日給契約の労働者は、上述の少なくとも390%Aに加えて、規定に基づく祝日または有給日の給与額の支払いを受けます（即ち、合計で490%Aの支払いを受けます）。



連絡先

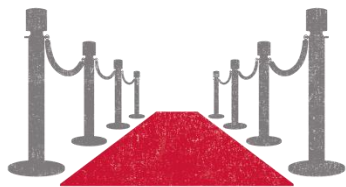
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や追加情報をご希望の場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn



Ha Noi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Ha Noi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com



Questions & feedback

